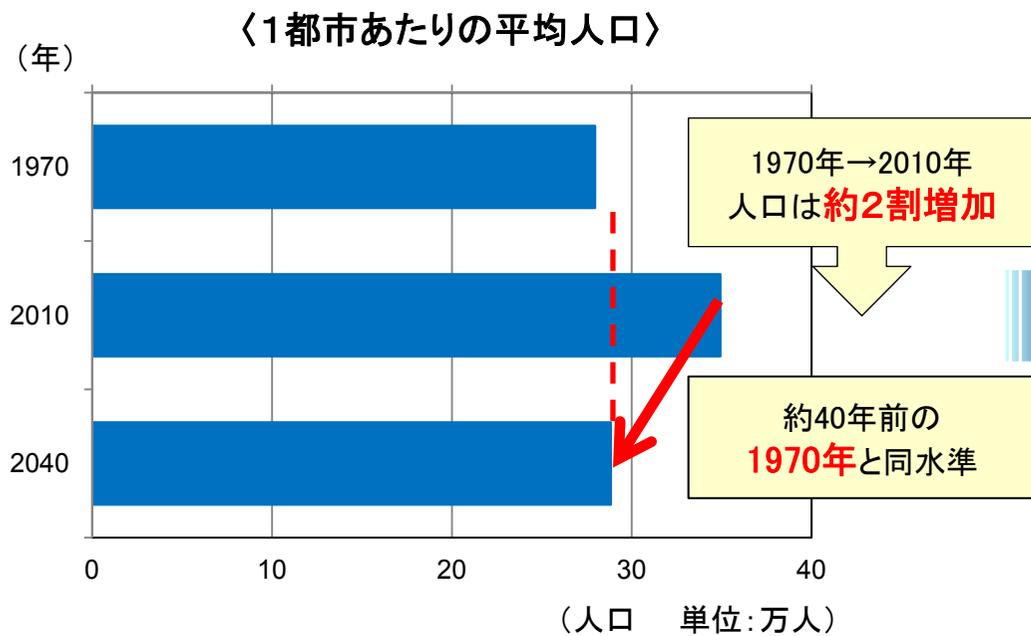


最近の都市を巡る動きについて ～ 都市再生特別措置法の改正について～

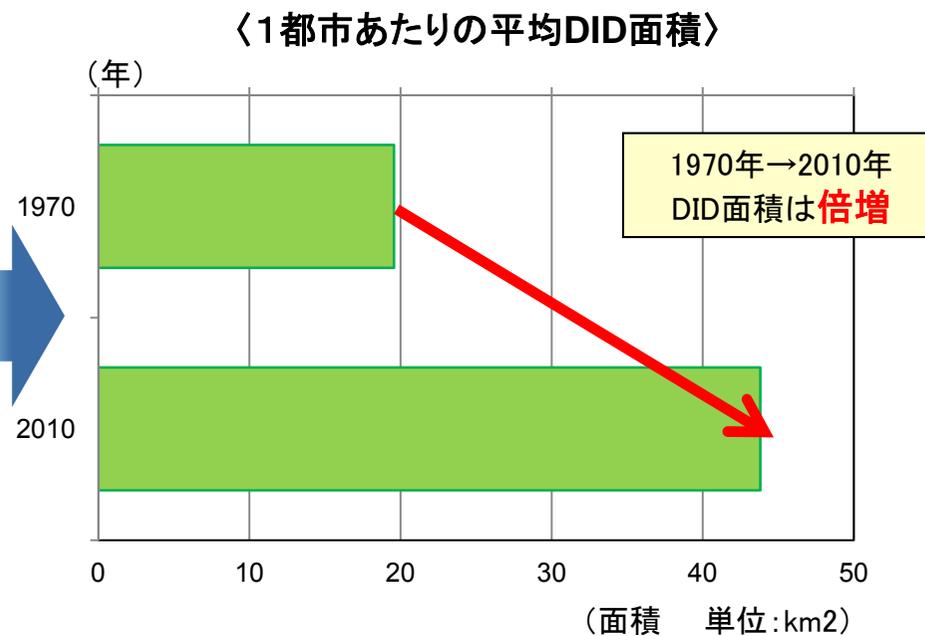
国土交通省 都市局 都市計画課

1. 地方都市における現状 ~ 都市構造 ~

県庁所在地の人口の推移 (三大都市圏及び政令指定都市を除く)



県庁所在地のDID面積の推移 (三大都市圏及び政令指定都市を除く)

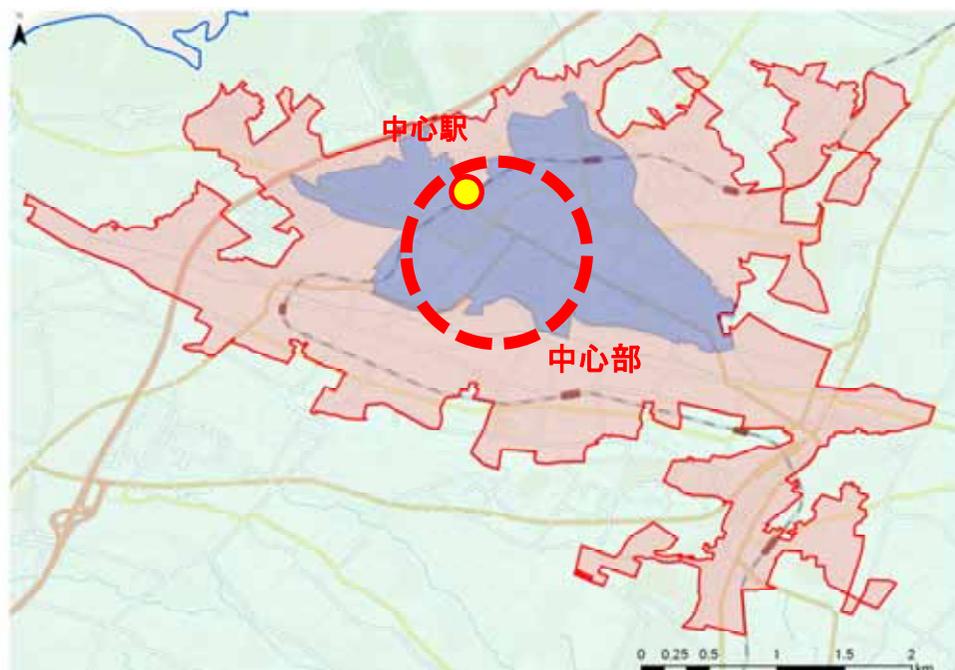


2. 個別都市における現状 ~ 長野県飯田市 ~

- 2005年時点の人口は1960年と同程度であるが、その間に市街地の面積は約4倍に拡大。
- 郊外で虫食いの市街地拡散が進行。

長野県飯田市

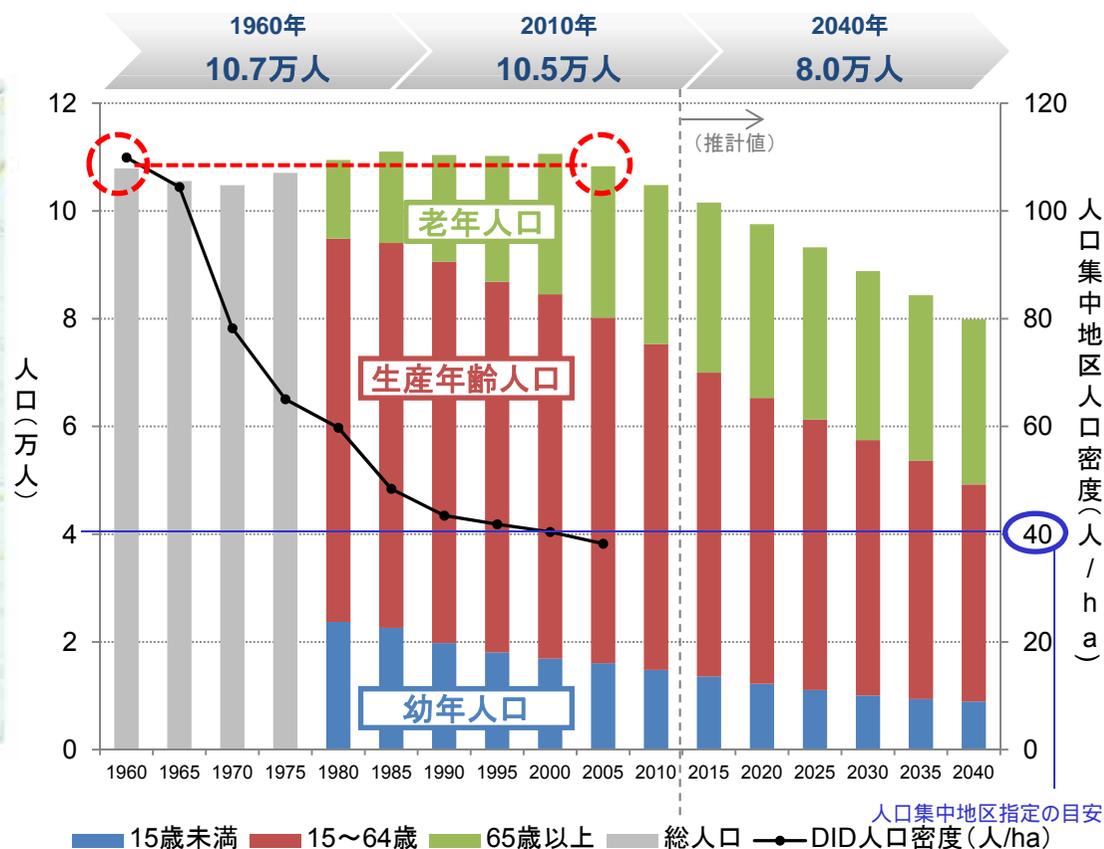
人口集中地区の区域図(1960年、2005年)



約4.0倍

■ : 1960年(1960年以降で最もDID人口密度の高い年)
■ : 2005年

人口、及び人口集中地区の人口密度の動向

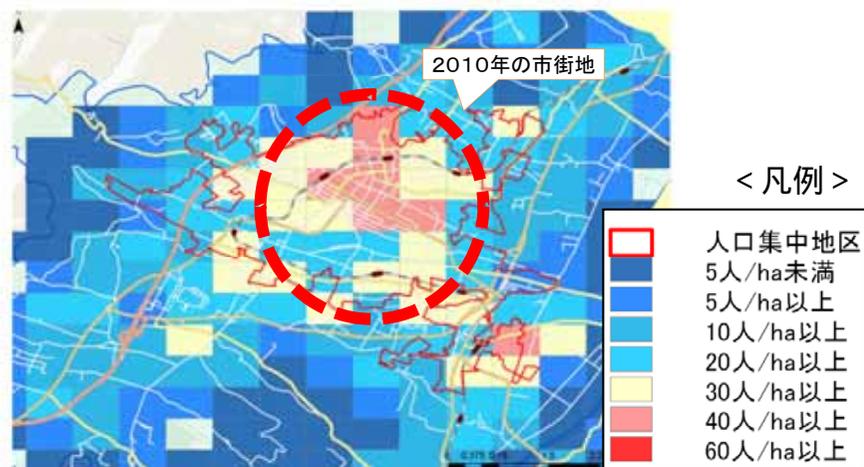


出典: 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)より国土交通省作成

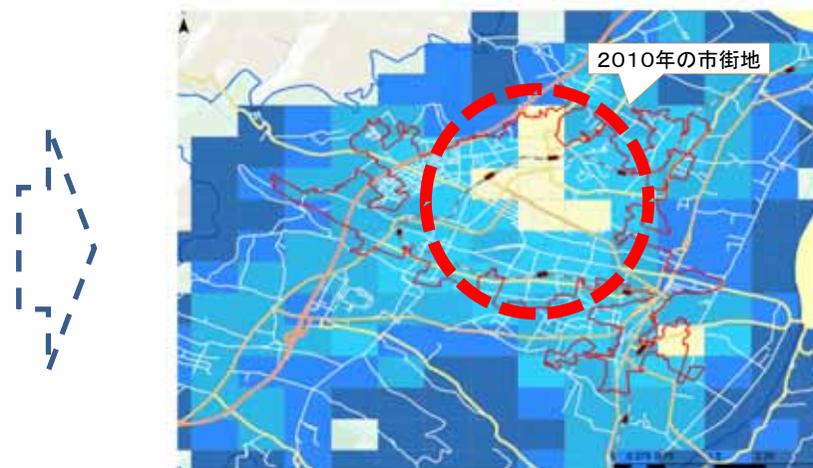
2. 個別都市における現状 ~ 長野県飯田市 ~

長野県飯田市

現況の人口分布(2010年)

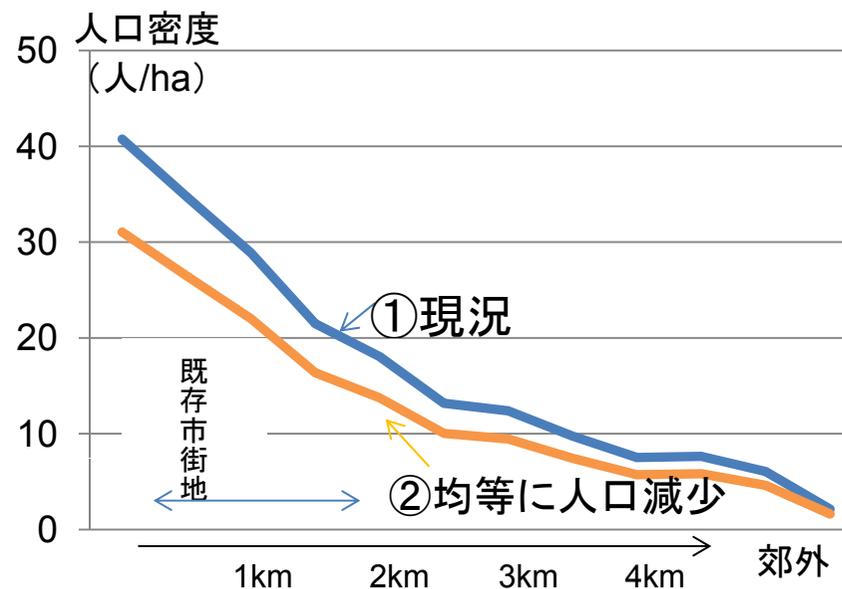


市全域で均等に人口が減少した場合(2040年)



人口は10.5万人(2010年)から8.0万人(2040年)に減少する見込み

仮に市全域で均等に人口が減少すると、現在の市街地においても人口密度が大きく低下

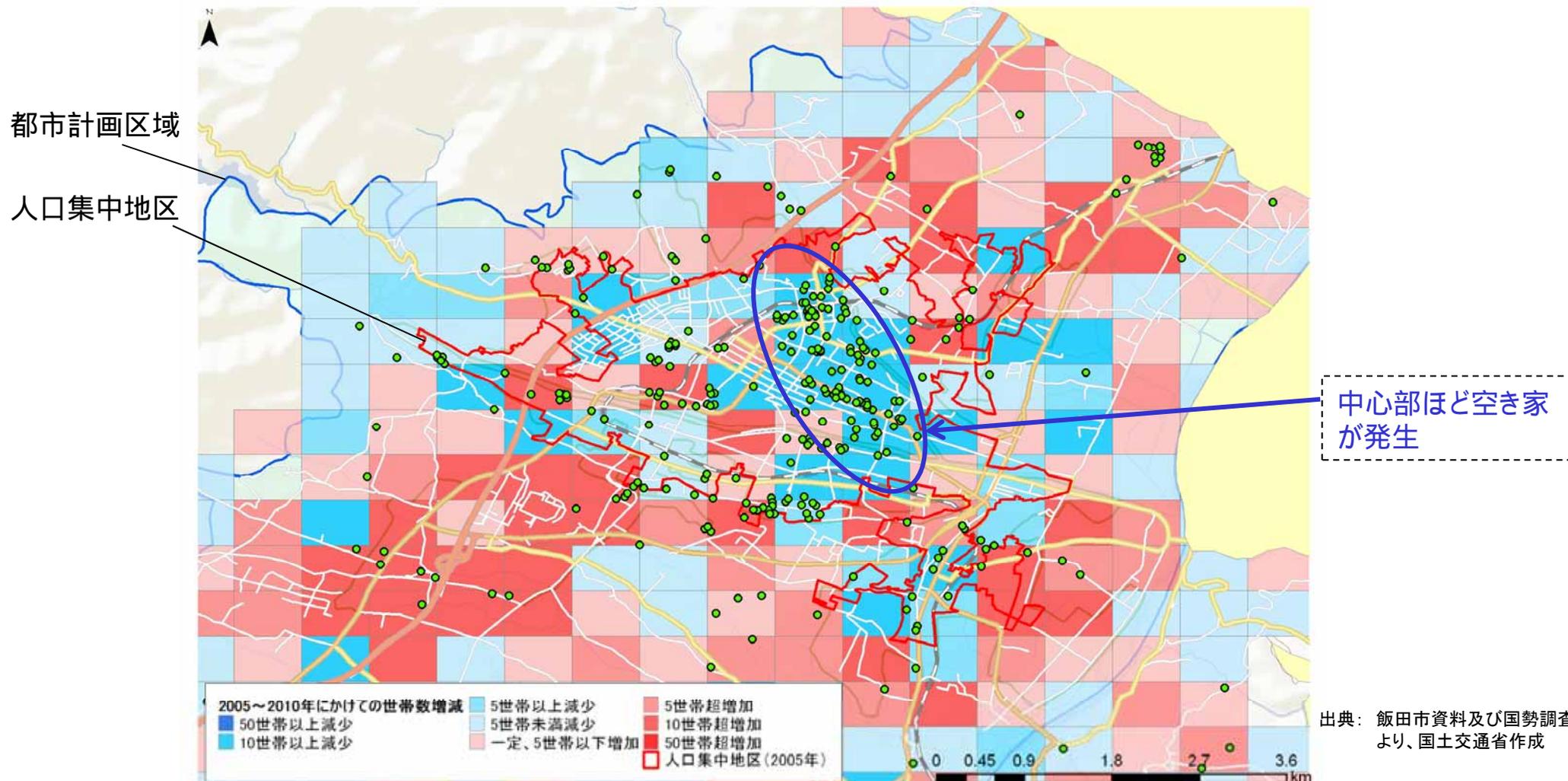


2. 個別都市における現状 ～長野県飯田市～

○ 中心部ほど世帯数(人口)が減少する一方、空き家が密集して発生している。

長野県飯田市

空き家の分布と世帯数増減状況の重ね合わせ(飯田市)



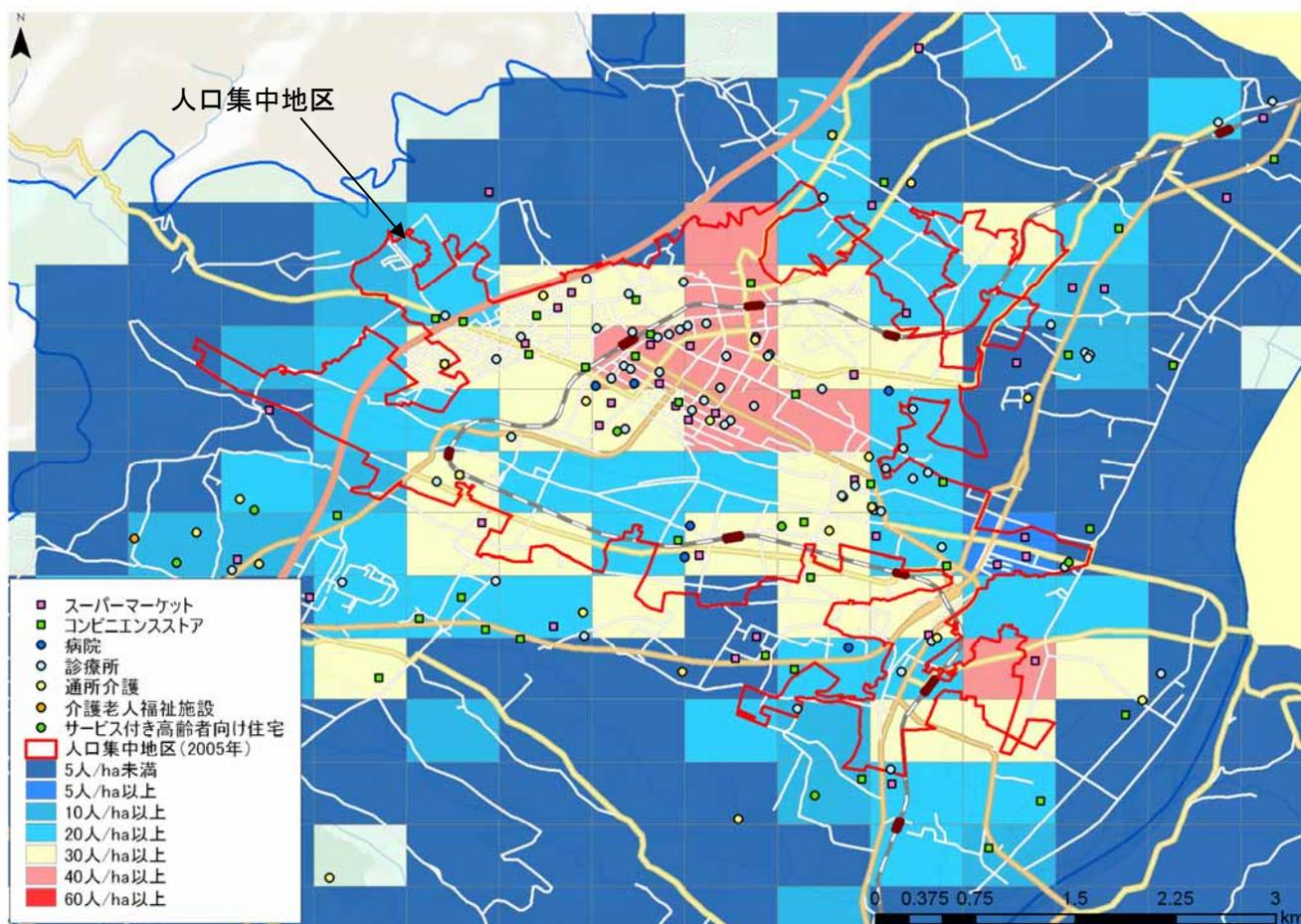
※) 空き家のうち、維持管理の程度が不全で、生活環境上好ましくないものや外部に危険を及ぼす恐れのあるものが対象

出典：飯田市資料及び国勢調査より、国土交通省作成

2. 個別都市における現状 ~ 長野県飯田市 ~

- 現在の市街地では一定の施設立地が確保されている。
- 500m以内に施設が無い「アクセス困難人口」の比率は、市街地内外で大きく異なる。

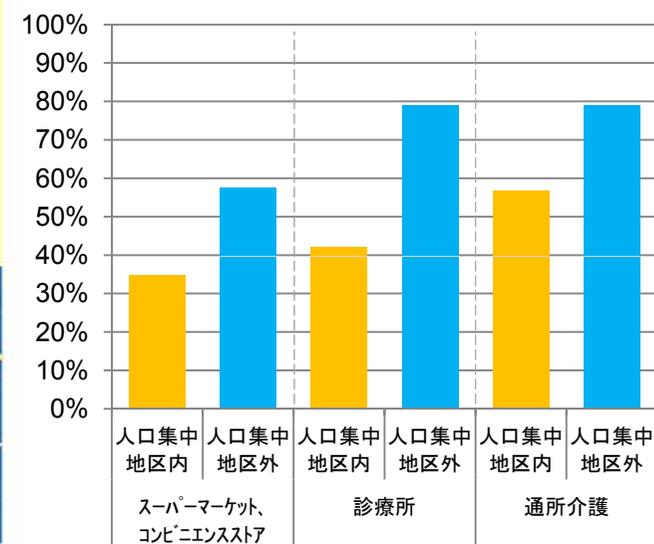
長野県飯田市



各種施設の立地状況

施設区分	人口集中地区内施設数	1軒あたり人数(人/軒)	人口集中地区における最短施設間距離の平均値(m)
診療所	44	830	218
スーパーマーケット	22	1,660	281
コンビニエンスストア	17	2,148	443

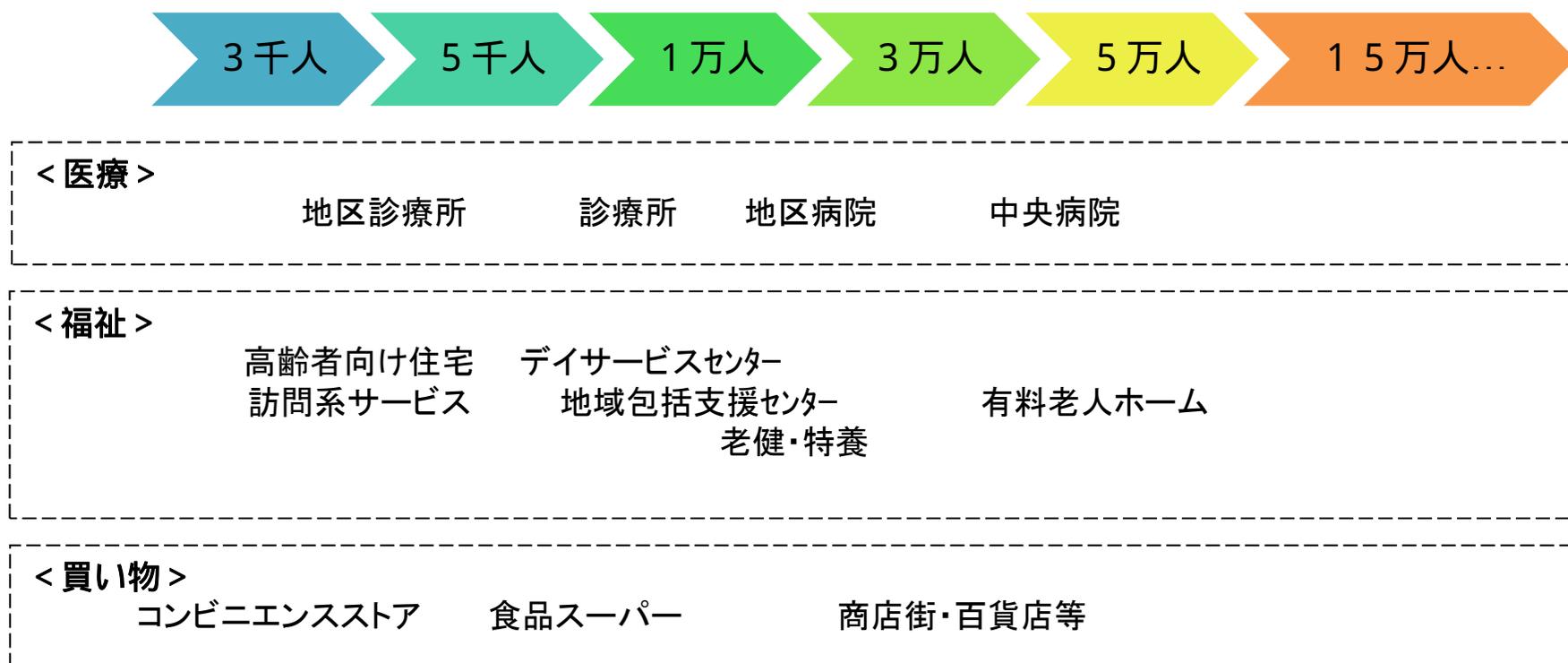
アクセス困難人口比率



2. 個別都市における現状 ~ 長野県飯田市 ~

- 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。

周辺人口規模



人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

3. これまでの施策～都市計画法による規制～

○都市計画により郊外部の開発を規制。計画的に開発。

都市計画区域

市街化区域

- 既成市街地及び10年以内に優先的に市街化を図る区域
- 用途地域（建築物の用途、密度、形態等を規制）を指定

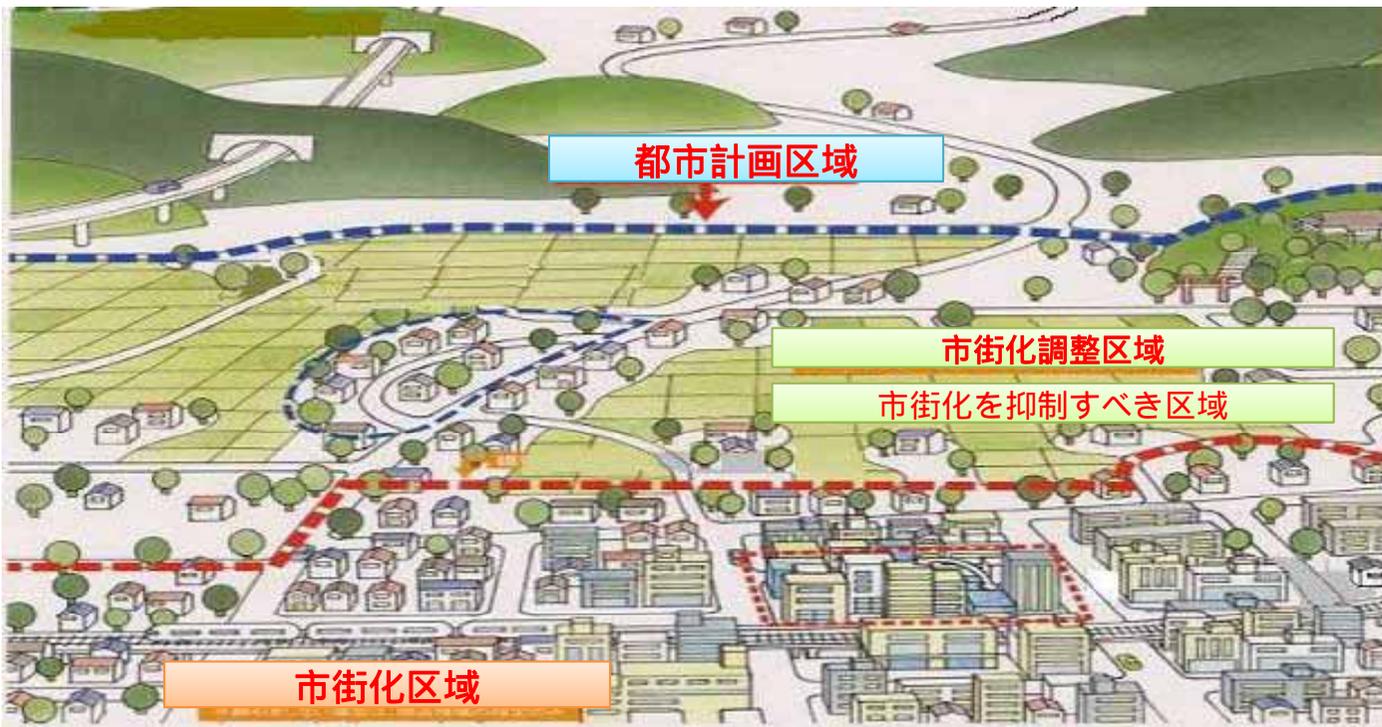
市街化調整区域

- 原則的に開発は認められない
- 原則的に公共投資は行われない

市街化区域と市街化調整区域に分けることを「線引き」という。



線引きを行うことにより、郊外部の開発を抑制。計画的に開発。



伝統的手法

- ① 土地利用規制
- ② 都市施設の整備（道路・下水道等）
- ③ 市街地整備事業（区画整理事業等）
- ④ ②・③に対する補助等

4. 政策の方向性 ~ 地方都市 ~

考え方

課題

急激な人口減少

目的

- ・ 防災性の高い生活の確保
- ・ 持続可能な都市経営（財政、経済、環境）の確保
- ・ 出歩きやすく、健康・快適な生活の確保

医療・福祉・子育て・商業等の生活に必要なサービスを、効率的に提供

生活サービス機能の計画的配置

生活サービスやコミュニティが持続的に維持されるよう、防災性に配慮しつつ、利用圏人口を確保

人口密度の維持

生活サービスへのアクセスの確保

地域公共交通の充実

土地利用の規制 + 誘導による 多極ネットワーク型コンパクトシティ

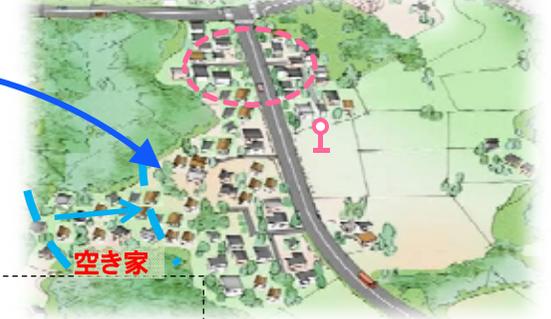
生活サービス機能の計画的配置

- ・ 福祉・医療施設等をまちなかで計画的に配置



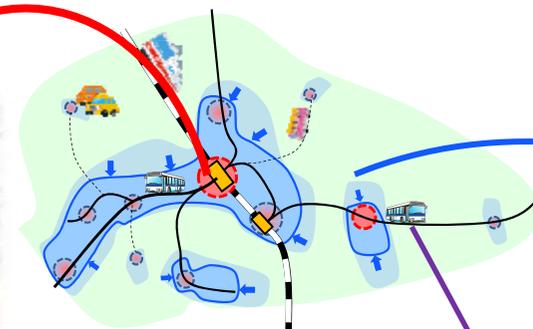
人口密度の維持

- ・ 集落の歴史、合併の経緯、人口の推移等を意識してまとまりのある居住を推進



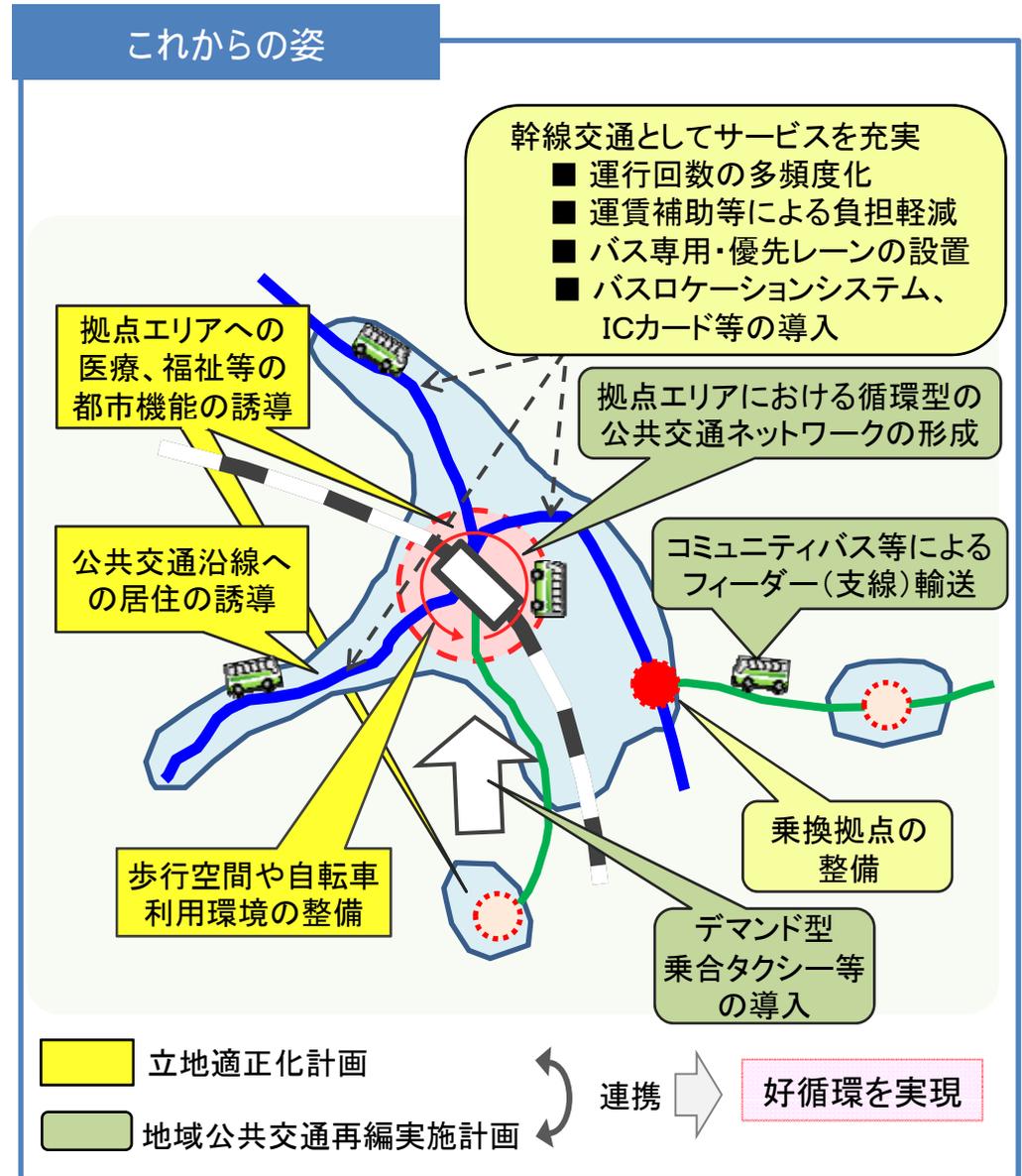
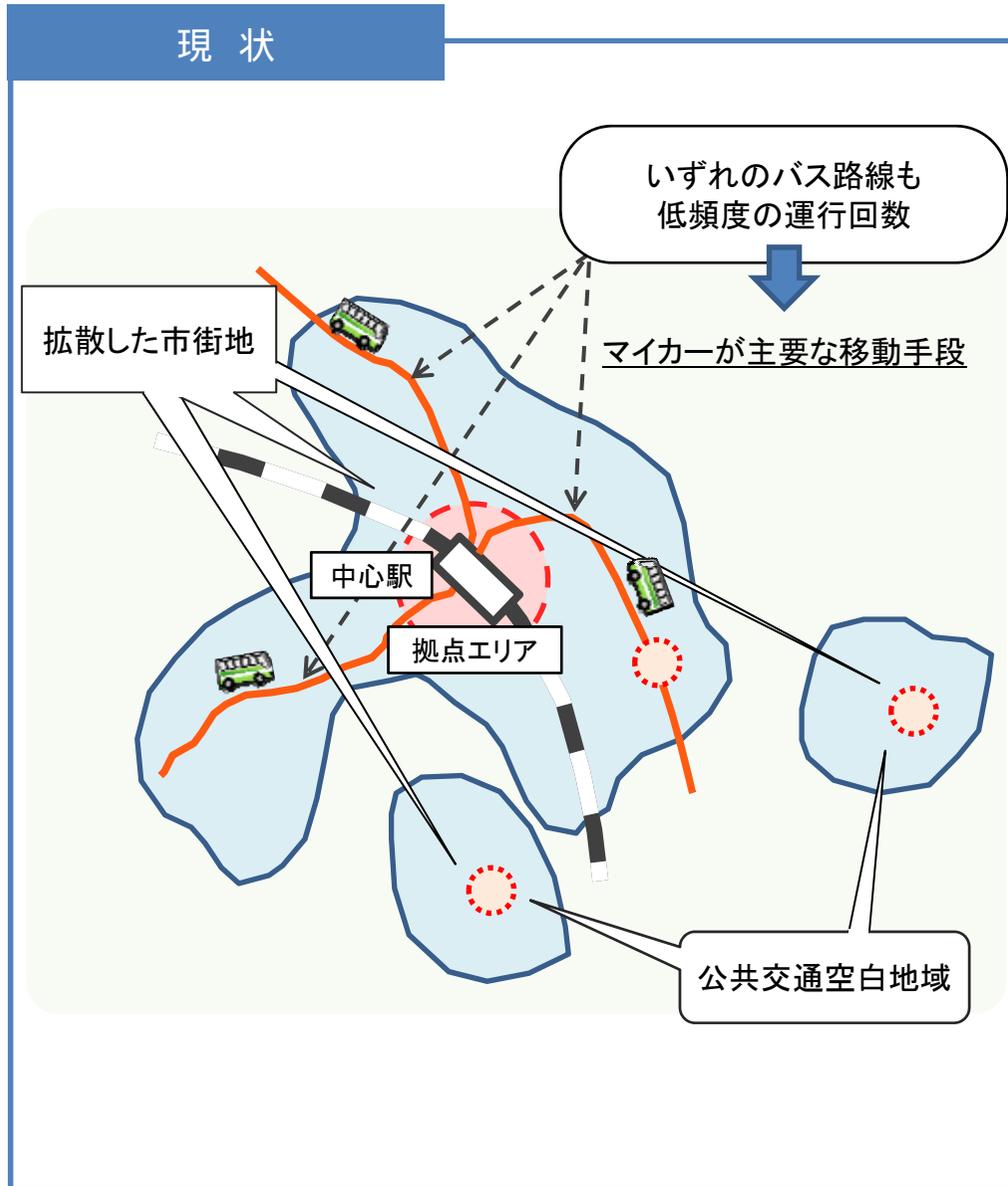
地域公共交通の充実

- ・ 利用圏人口の確保と公共交通施設の充実、交通網の再編、快適で安全な公共交通の構築を推進



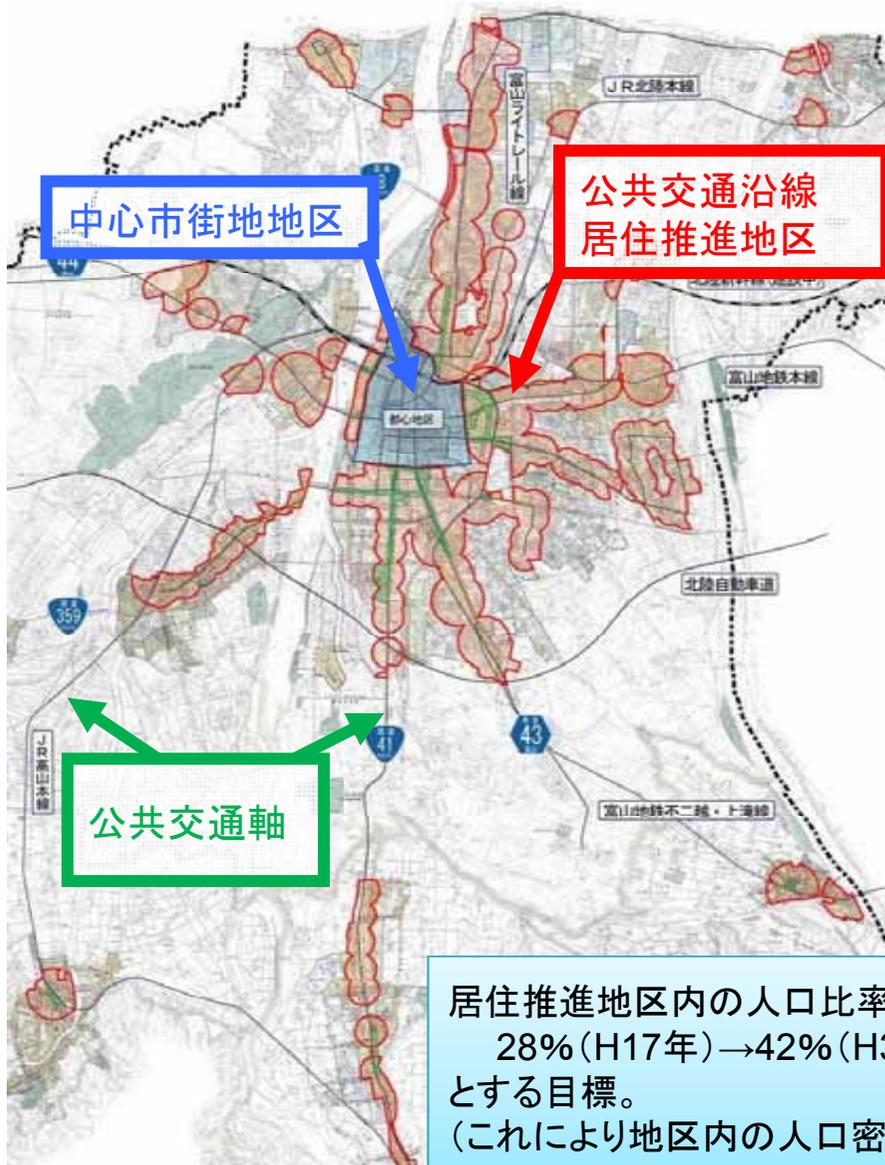
空き家

4. 政策の方向性:コンパクトシティ+公共交通のネットワーク



4. 政策の方向性 ~ 先行自治体: 富山市 ~

○富山市においては都市マスタープランにおいて「コンパクトなまちづくり」を位置付け、これに基づき、中心市街地活性化や公共交通の活性化の取組を実施



居住推進地区内の人口比率を
28% (H17年) → 42% (H37年)
とする目標。
(これにより地区内の人口密度を維持)

マスタープラン

理念:
公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり
・居住を推進する地区の設定、当該地域に住む人口の目標
・諸機能の集約を図る都心・地域生活拠点の設定
・公共交通軸の設定、公共交通の整備・維持方針 等

LRTの整備と、乗継ぎ環境の向上
・富山ライトレール線の駅にフィーダーバスを接続
おでかけ定期券事業
・市内各地から中心市街地への公共交通の利用料金を100円とする割引(市内在住65歳以上)
公共交通沿線への居住の推進
・まちなかへの市営住宅の整備
・まちなか居住への支援
共同: 70万円/戸、戸建: 30万円/戸 等
公共交通沿線居住推進地区では平成24年より転入超過に転換
小学校跡地を活用し、介護予防施設を整備

助成を受け建設された共同住宅



借上市営住宅



角川介護予防センター



4. 政策の方向性～先行自治体:熊本市～

市営バスの民間移管と複数のバス企業を巻き込んだ路線再編

○ 平成24年3月、熊本市が目指すべき公共交通ネットワークの将来像を示した公共交通グランドデザインを策定し、以下の3項目を柱に各種施策を展開。

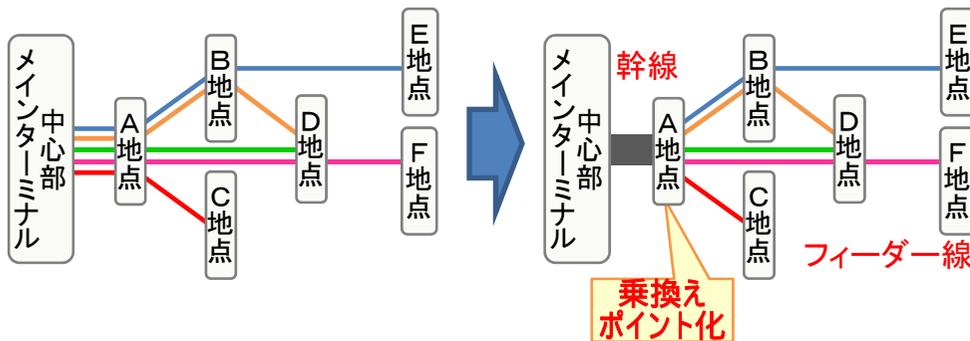
- ① 基幹公共交通軸の強化
- ② 日常生活を支えるバス路線網の再編
- ③ 公共交通不便地域等の解消

「熊本市公共交通グランドデザイン」(平成24年3月)

○ 市営バス路線を民間に移譲するとともに、他の4つの既存民間事業者を巻き込んだわかりやすく効率的なバス路線や運行体制の構築を目指す。

市・事業者共同で「バス路線網再編プログラム」作成(平成25年3月)

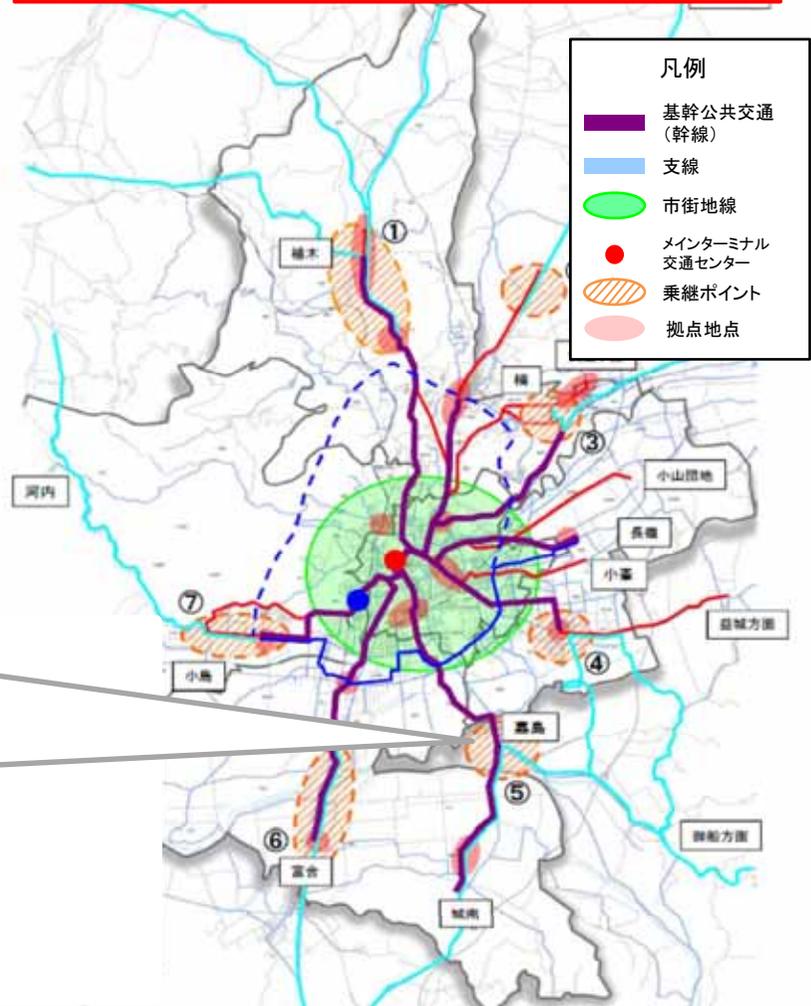
ゾーンバスシステムの導入



効果

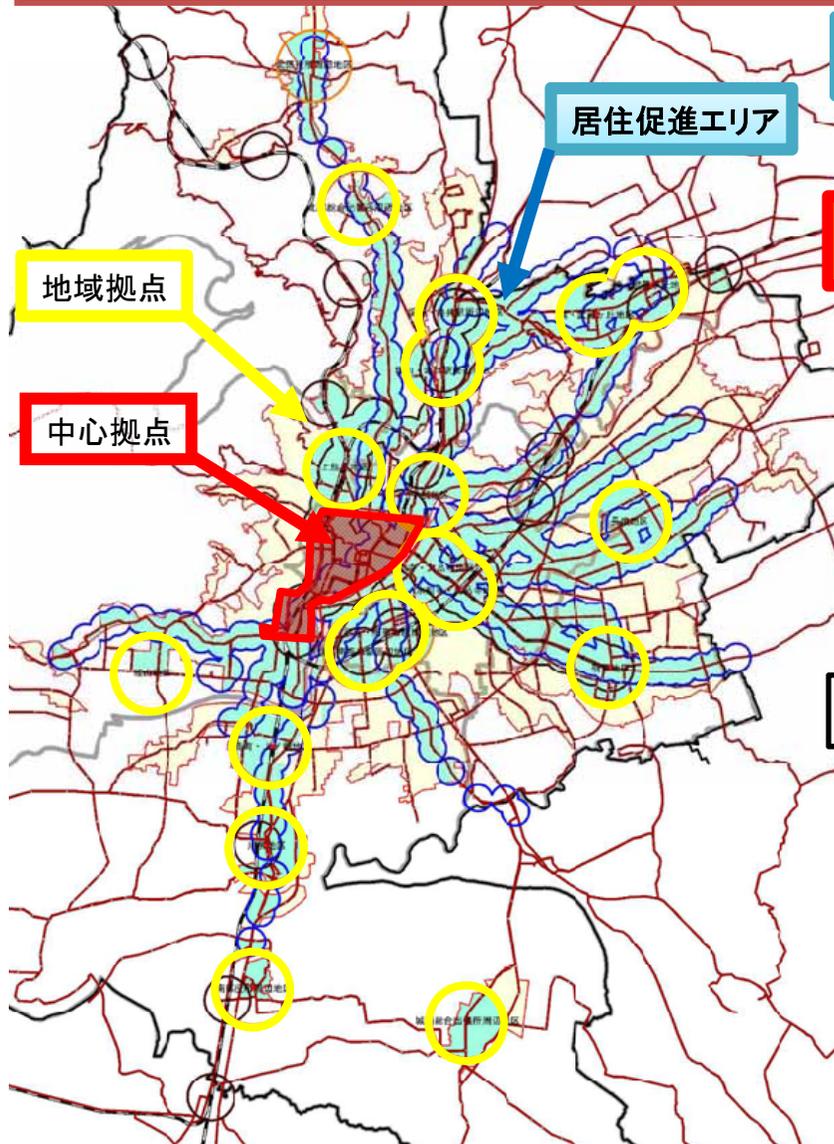
- 幹線: 渋滞緩和、急行バスによる速達性向上
- フィーダー線: 定時性の向上、増便によるサービスの向上

ゾーンバスシステムの導入による路線再編



4. 政策の方向性 ~ 先行自治体: 熊本市 ~

- 熊本市ではコンパクトシティを目指し、公共交通沿線に居住機能や都市機能集積を推進するため、都市マスタープランを策定中。
- これにあわせて、公共交通ネットワークの強化、利用促進に向けた取り組みを行っている。



居住の誘導

- 公共交通の利便性が高い地域等への居住の誘導

拠点への都市機能集積と魅力の創出

- 公共交通と一体となったまちづくりの推進

- ・ 中心拠点においては、バスターミナル、商業、住宅、MICE施設等の複合施設を整備予定
- ・ 地域拠点においては、基幹公共交通とフィーダーバス路線との乗継ぎ施設の整備を検討中



拠点を繋ぐ公共交通ネットワークの充実

- 使いやすい公共交通により、中心拠点と地域拠点とを結びつけ

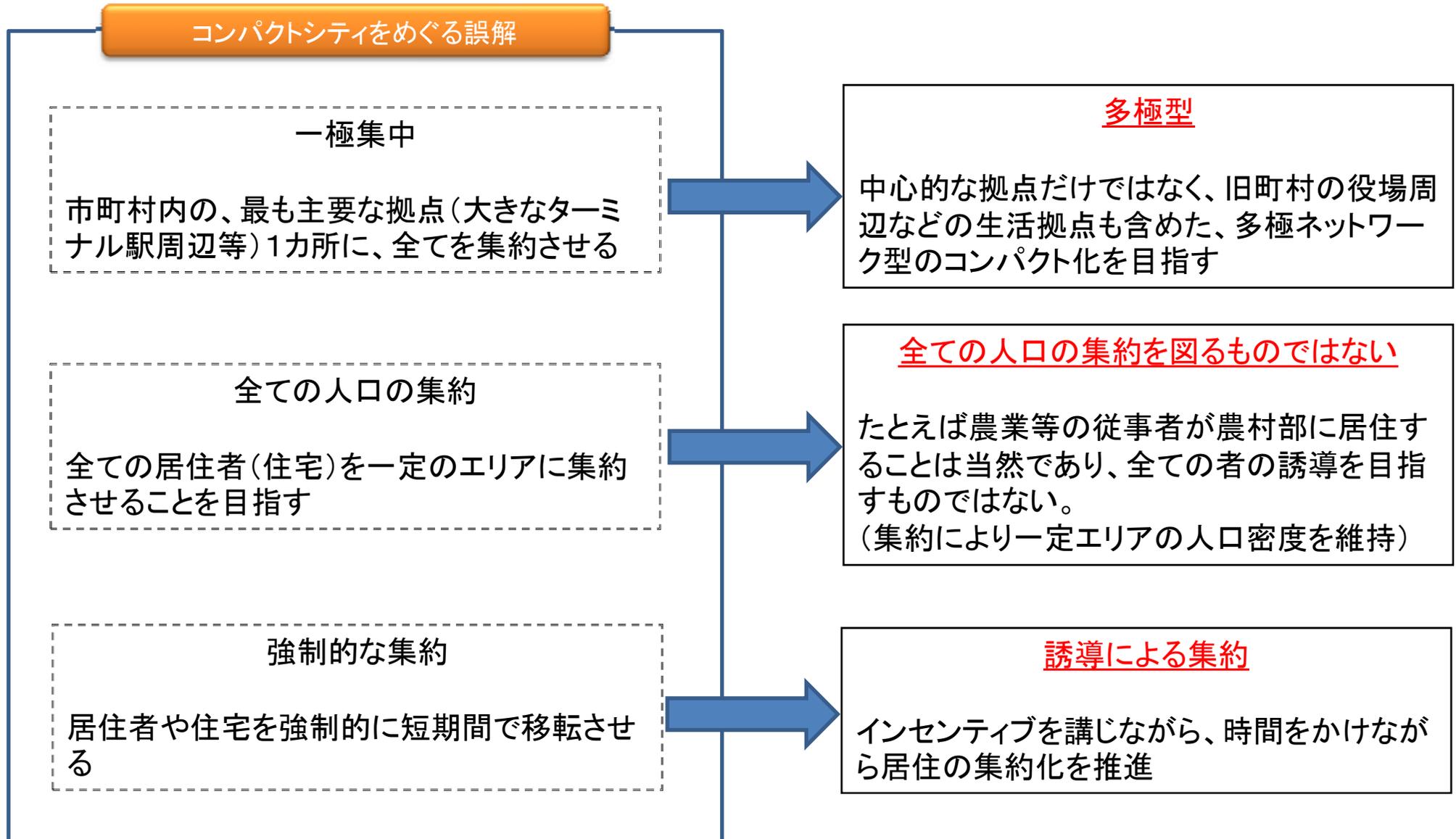
- ・ 中心拠点と地域拠点を繋ぐバス路線再編 (市がバス事業者5社と調整中)
- ・ 中心拠点へ向かう急行バスの導入検討 (社会実験中)
- ・ 市電の輸送力増強に向けた、新型車両の導入促進

バス停付近の団子運行



導入済み新型車両

4. 政策の方向性 ~ 地方都市 ~



5. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

平成26年5月21日公布

背景

・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

立地適正化計画（市町村）

- ・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な**マスタープラン**を作成
- ・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（**多極ネットワーク型コンパクトシティ**）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進 誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**
- ・福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能
- ・公的不動産・低未利用地の有効活用
- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の便利・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

区域内における居住環境の向上

- ・区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- ・住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 **予算**



公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

公共交通を軸とするまちづくり

- ・地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- ・都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

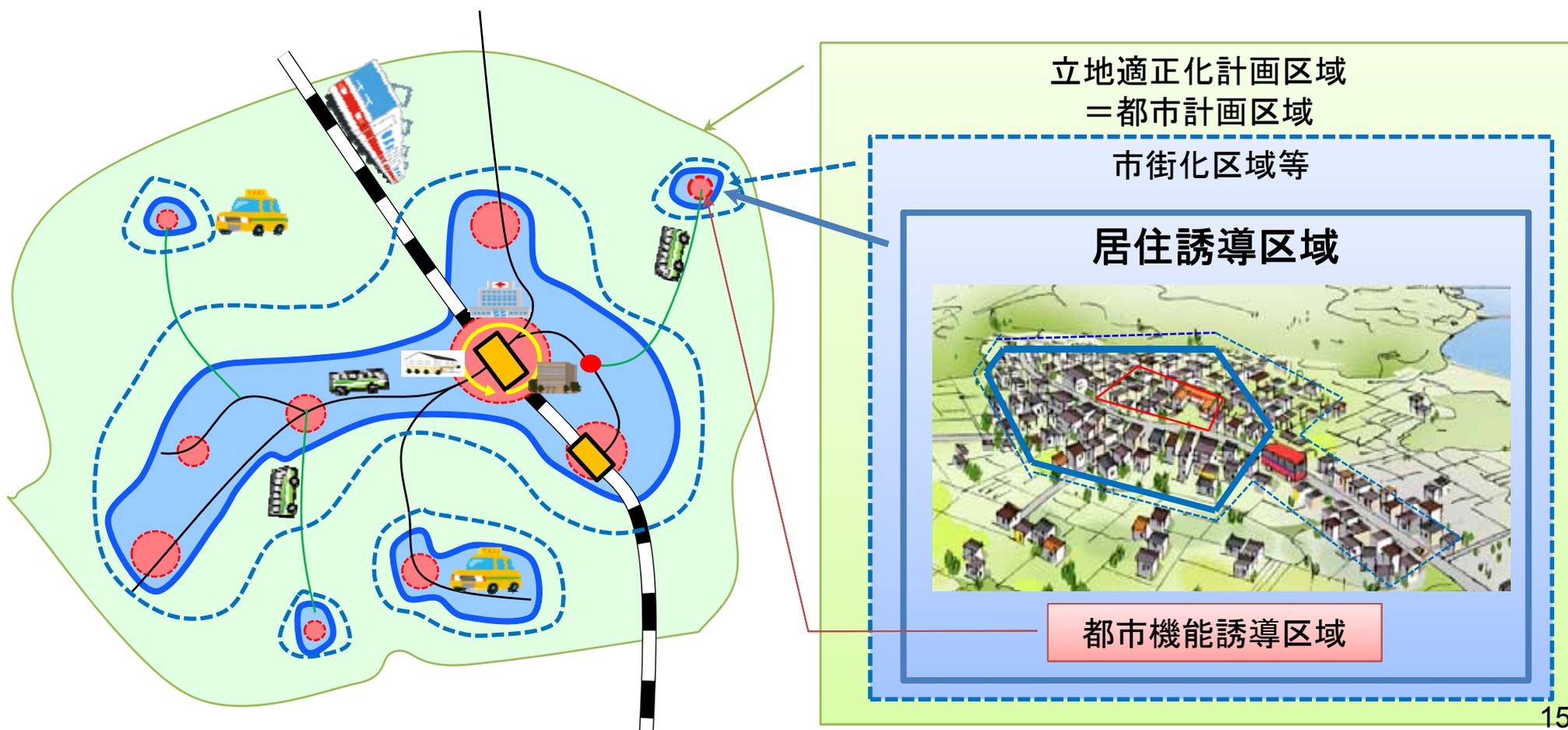
誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請

下線は法律に規定するもの 14

5. 居住誘導区域…区域の設定

○居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、そこに立地する都市機能の利用圏として一体である区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域



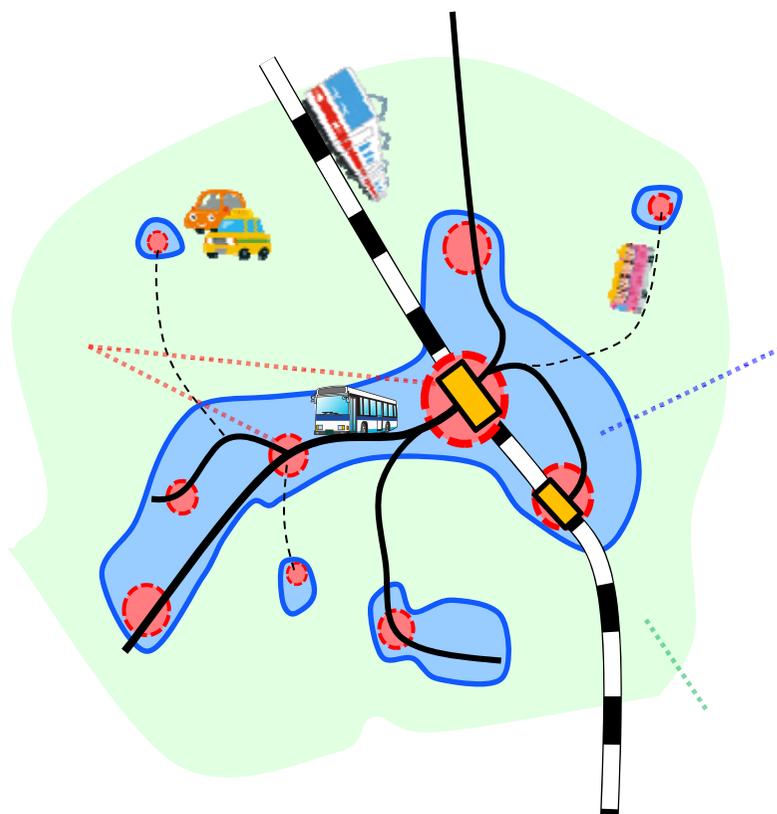
5. 居住誘導区域…区域の設定

○居住誘導区域に含まないこととされている区域(§ 81⑪)

➤ 建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域

○居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域

➤ 土砂災害防止対策の推進に関する法律第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域及び津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項に規定する津波防災特別警戒区域等、法令により居住の制限を課していないものの、災害の発生のおそれがある区域



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

区域内における居住環境の向上

予算

- ・ 区域外の公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助
- ・ 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

区域外の居住の緩やかなコントロール

- ・ 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- ・ 市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

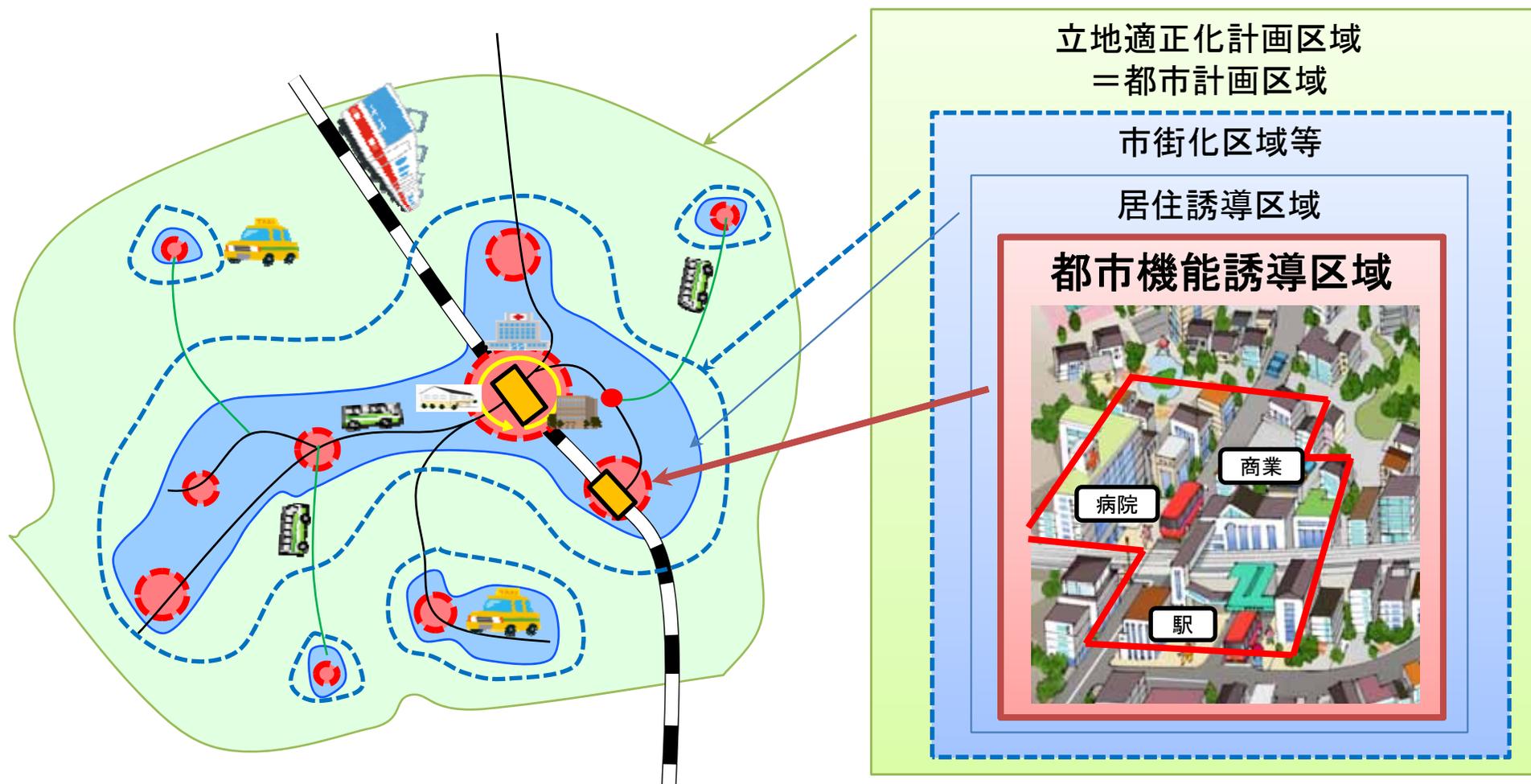
区域外の住宅等跡地の管理・活用

- ・ 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- ・ 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- ・ 跡地における市民農園や農産物直売所等の整備を支援 予算

5. 都市機能誘導区域…区域の設定等

○都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

- 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等のこれらの都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- 都市の拠点となるべき区域



都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

誘導施設への税財政・金融上の支援

- ・外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**
- ・民都機構による出資等の対象化 **予算**
- ・交付金の対象に通所型福祉施設等を追加 **予算**

福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

- ・市町村が誘導用途について容積率等を緩和することが可能

公的不動産・低未利用地の有効活用

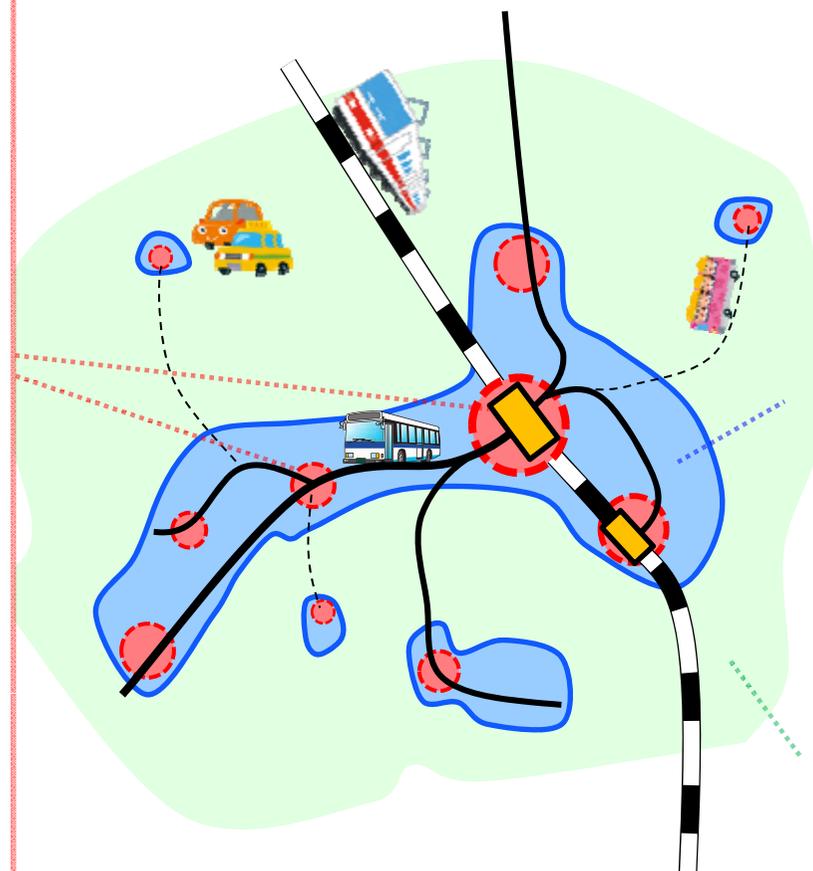
- ・市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

歩いて暮らせるまちづくり

- ・附置義務駐車場の集約化も可能
- ・歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- ・歩行空間の整備支援 **予算**

区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- ・誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ



誘導施設への税制支援等のための計画と中活法に基づく税制支援等のための計画のワンストップ申請

<p>都市機能立地支援事業 新規</p> <p style="text-align: right;">H26予算 40億円</p> <p>支援対象 都市機能誘導区域内の一定の誘導施設 (医療、社会福祉、子育て支援、商業等) 三大都市圏の政令市、特別区においては高齢者交流施設</p> <p>支援方法 市町村は公的不動産の賃貸料減免等による支援 ・国は民間事業者に対する直接支援</p> <p>支援率 ・低未利用地、既存ストック活用等の場合 国2/5 地方2/5相当 民間1/5 (三大都市圏の政令市、特別区を除く) ・その他の場合 国1/3 地方1/3相当 民間1/3</p>	<p>民都機構による金融支援 拡充</p> <p style="text-align: right;">H26予算 55億円</p> <p>支援対象 都市機能誘導区域内の誘導施設</p> <p>支援限度額の引き上げ (従来) 公共施設等の整備費 (通路、緑地、広場等) (拡充後) 公共施設等 + 誘導施設の整備費 (医療、社会福祉、子育て支援、商業等)</p> <p>ただし、総事業費の50%以下 支援方法は、出資又は事業への参加</p>
<p>社会資本整備総合交付金 (都市機能誘導関係) 拡充</p> <p style="text-align: right;">H26予算 9,124億円の内数</p> <p>支援対象の拡充 (従来) 都市機能誘導区域内の一定の誘導施設 (医療、子育て支援、商業等) (拡充後) 従来 + 通所型福祉施設等 三大都市圏の政令市、特別区においては高齢者交流施設</p> <p>支援率 ・低未利用地、既存ストック活用等の場合 国2/5 地方2/5 民間1/5 (三大都市圏の政令市、特別区を除く) ・その他の場合 国1/3 地方1/3 民間1/3 ・公共施行の場合 国1/2 地方1/2</p>	<p>社会資本整備総合交付金 (公共交通施設・歩行空間関係) 拡充</p> <p style="text-align: right;">H26予算 9,124億円の内数</p> <p>支援対象 ・生活に必要な機能へのアクセスや立地誘導を支える公共交通施設 (LRT、駅前広場、バス乗り換えターミナル・待合所、バス専用レーン等) ・歩行空間の整備 (歩道の拡幅、バリアフリー化等)</p> <p>支援率の高上げ (従来) 国1/3 地方2/3 (拡充後) 国1/2 地方1/2 (居住誘導区域内等) 国1/3 地方2/3 (その他)</p>

税制措置の概要

都市機能の外から内(まちなか)への移転を誘導するための税制

- 都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例
80%課税繰り延べ

都市機能を誘導する事業を促進するための税制 (敷地の集約化など用地確保の促進)

- 誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例

- ① 居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合
買換特例 所得税 100%
- ② 居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税(個人住民税)の軽減税率
原則: 15%(5%) → 6,000万円以下 10%(4%)
- ③ 長期保有(5年超)の土地等を譲渡する場合
・所得税(個人住民税): 軽減税率 原則 15%(5%) → 2,000万円以下 10%(4%)
・法人税: 5%重課 → 5%重課の適用除外

- 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例

- ① 長期保有(5年超)の土地等を譲渡する場合 上記③に同じ
- ② 当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合
1,500万円特別控除

(保有コストの軽減)

- 都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例(5年間4/5に軽減)

容積率関係制度の概要

[例: 誘導施設として病院を定めた場合]



老朽化した病院

エリアを指定

エリアを指定して、病院用途に限定して
容積率を緩和

複合施設とすることも可能

[例: 容積率200%のところを病院に限定して400%に]



老朽化した病院を建て替え

5. 立地適正化計画制度の意義・役割

(1) 都市全体を見渡したマスタープラン

○都市の機能とエリアの全体を見渡す

◇一部の機能だけではなく、様々な機能を見渡す

- ・居住
- ・医療・福祉・商業等の生活サービス施設
- ・公共交通

◇一部のエリアだけではなく、全域を見渡す

- ・まちなかの空地・空家と、人口分散(郊外部での住宅開発)を一体として検討



多様な関係者の参画が必要

○市町村マスタープランの高度化版

立地適正化計画は市町村内の全域を見渡して、全ての機能を対象として立地を計画

→立地適正化計画は市町村マスタープランとみなされる

(2) 都市計画と民間施設の融合

○既存インフラを活かした民間施設の立地に焦点

【従来】都市計画法に基づくインフラ整備



既存インフラを活かした、医療・福祉・商業等の生活サービス施設の立地の適正化

○民間施設へのコントロール手法の多様化

【従来】都市計画法に基づく土地利用規制



- ・誘導施設 → 誘導したい施設を設定
- ・都市機能誘導区域 → 区域外における届出・勧告
- ・特定用途誘導地区 → 容積率・用途規制の緩和

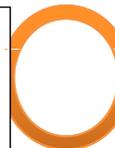
○民間施設への支援

- ・誘導施設の整備に対する財政上の支援、民都機構による金融上の支援
- ・公的不動産を有効活用する場合の支援
- ・誘導施設の移転に係る税制上の支援 等

(3) 市町村の主体性と都道府県の広域調整

立地適正化計画

市町村がまちづくりの担い手として作成



都市計画区域マスタープラン

都道府県が広域的観点から作成

○都道府県の広域調整

都道府県が、

- ・広域都市計画区域内の市町村間の調整
- ・異なる都市計画区域間の調整

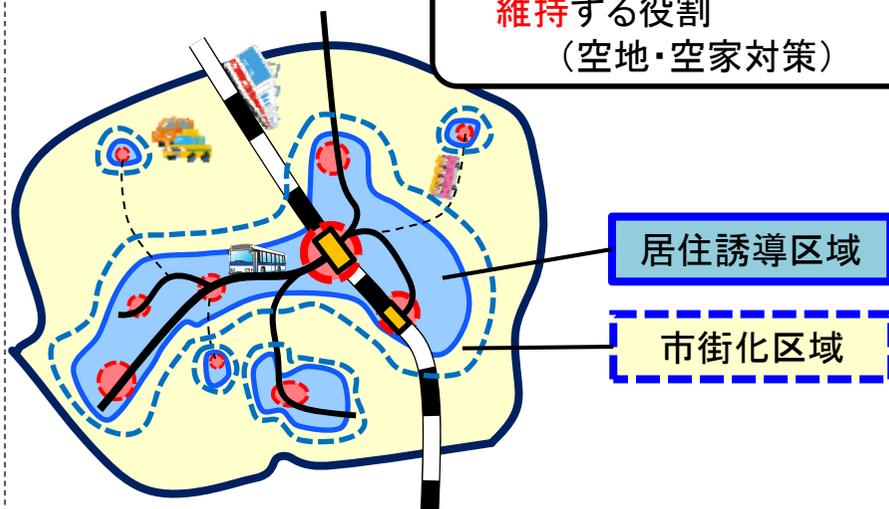
を実施。

(立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮)

(4) 市街地空洞化防止のための新たな選択肢

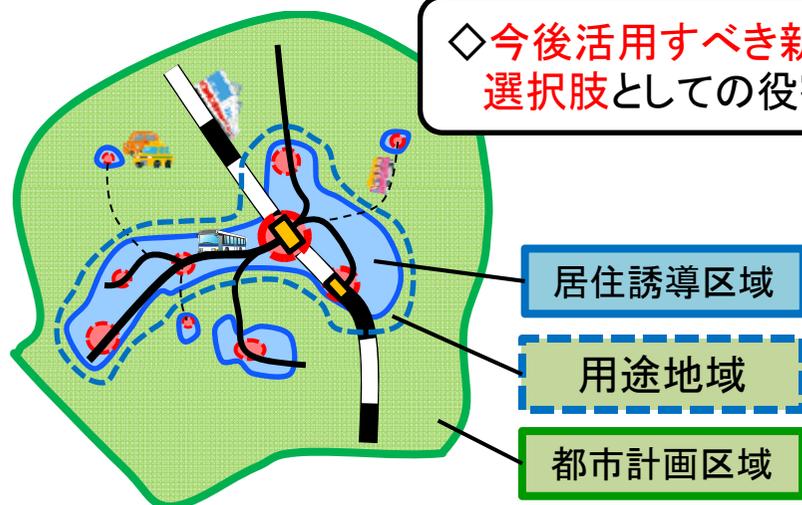
【線引きの場合】

◇一定のエリアで**人口密度を維持**する役割
(空地・空家対策)



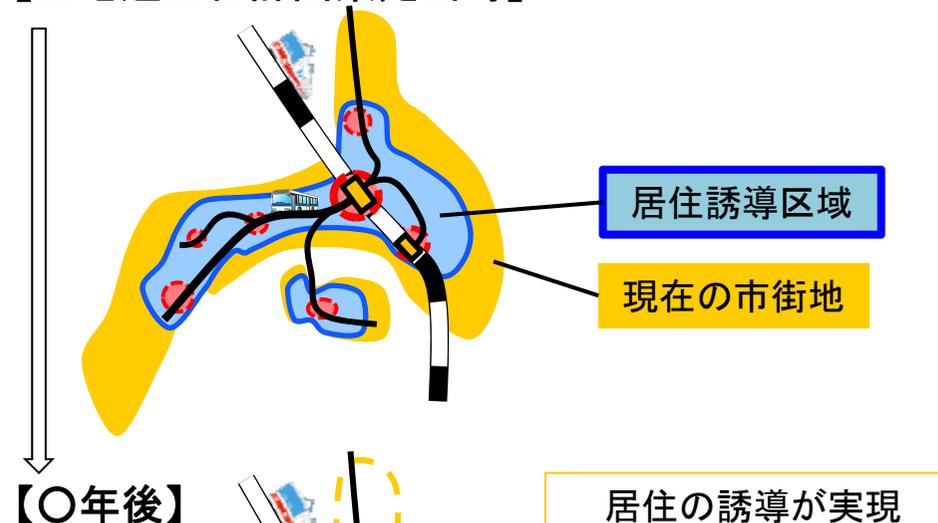
【非線引きの場合】

◇今後活用すべき**新たな選択肢**としての役割



(5) 時間軸をもったアクションプラン

【立地適正化計画策定当時】



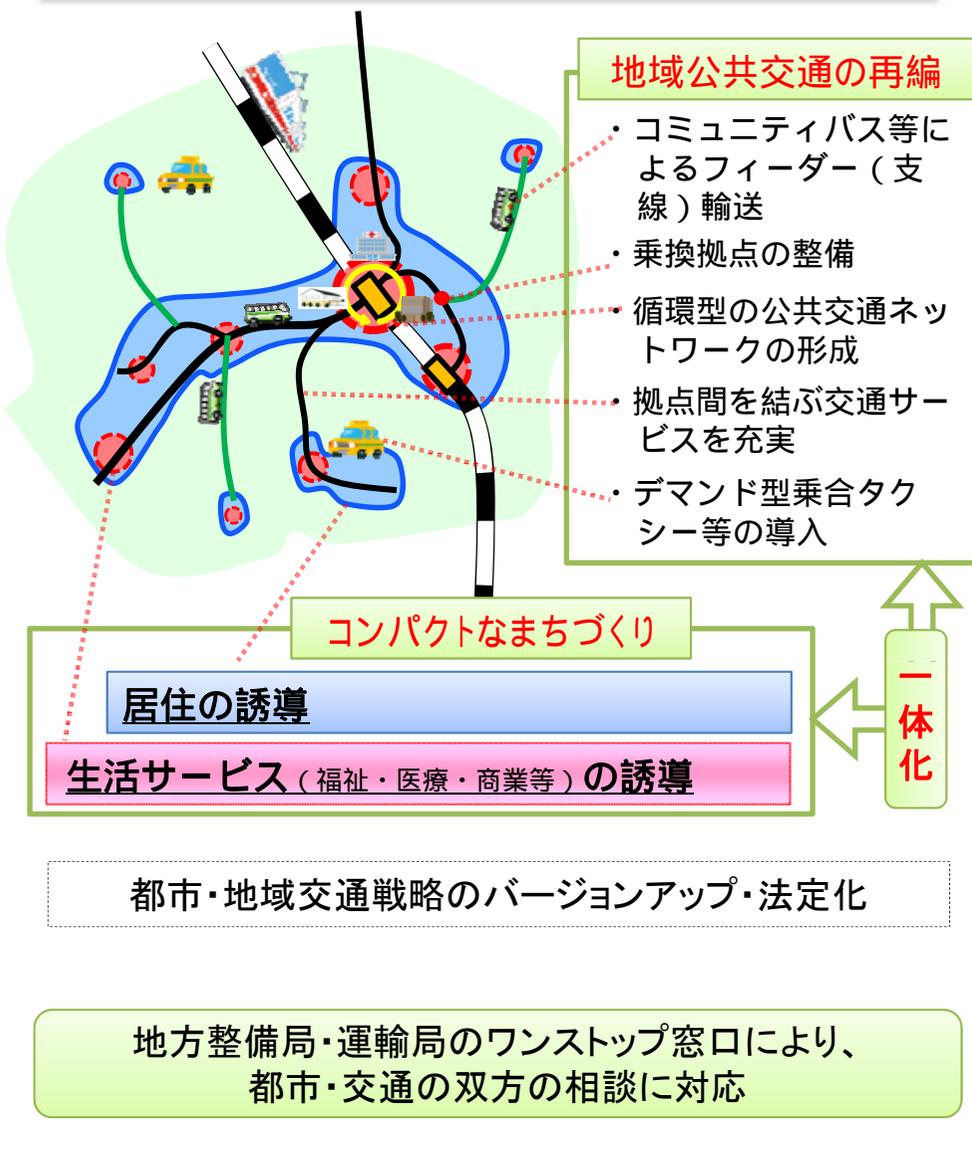
【〇年後】



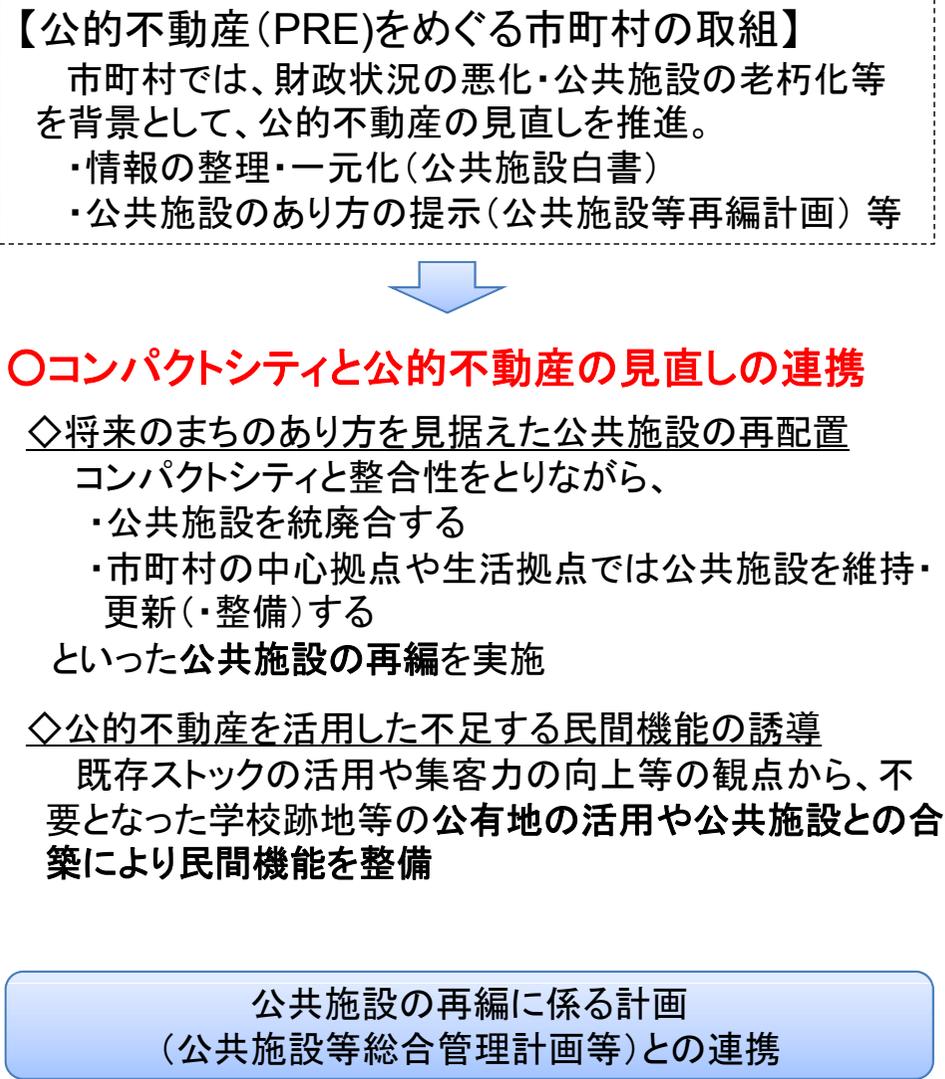
居住の誘導が実現
↓
○都市計画の見直し
(用途地域の変更、市街化調整区域編入等)
○居住誘導区域の更なる見直し
↓
不断の見直し

計画の達成状況の評価が重要
(都市計画審議会も積極的に評価)

(6) 都市計画と公共交通の一体化



(7) 都市計画と公的不動産の連携



交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化(法目的に追加)

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等

まちづくりの観点からの交通施策の促進

関係者相互間の連携と協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築

地方公共団体を中心とした地域公共交通網の再構築を国が支援する枠組み

改正法の基本スキーム

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携を明確化

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

< 現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項 >

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

◆ 地方公共団体を中心とした地域の面的な公共交通ネットワークの再構築を支援する予算制度

(地域公共交通確保維持改善事業(平成26年度予算306億円)の内数)

- まちづくりと連携した計画策定を支援。ケーススタディーを実施
→ 国による全国の取組事例、データの提供を通じた助言
→ 合意形成を促進
- バスを地方公共団体が購入して民間事業者に貸し付ける場合の国による補助制度の創設

◆ まちづくりとの連携による都市機能の立地誘導を支える公共交通等への支援の強化

(社会資本整備総合交付金(平成26年度予算9124億円)の内数等)

- 駅前広場やバスの乗換ターミナル、待合所の整備等公共交通の利用環境の充実を重点的に支援

◆ 地方公共団体を中心とした地域の面的な公共交通ネットワークの再構築を推進するための特例制度

- バスの路線、輸送力の設定等に関する許認可の審査基準の緩和
- バスの運賃・料金の規制緩和(上限認可→届出)
- 計画の維持を困難とするような行為の防止
- 事業が実施されない場合の勧告・命令

地域公共交通特定事業

現行

地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離) ...

地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画 ...

地方公共団体が事業者等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

1. 背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、**中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。**
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「**コンパクトシティの実現**」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする**中心市街地活性化を図ることが有効。**

2. 改正中活法の概要(平成26年4月25日公布)

- (1) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設する。
- (2) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる通訳案内士制度等を創設する。

3. 措置事項の概要

A. 重点支援



A. 重点支援(民間投資を喚起する新たな制度の創設)

- (1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの**効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設**する。
- (2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、**①予算措置の拡充、②税制優遇措置(建物等の取得に対する割増償却制度等)の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等の措置を講ずる。**

B. 裾野拡大



B. 裾野拡大(中心市街地活性化を図る新たな措置)

- ※**中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和**する。(基本方針の改定)
- (1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業(イベント・研修を行う事業)を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。
 - (2) **道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる通訳案内士制度**といった規制の特例等の措置を講じる。(国交省と連携)

社会保障制度改革国民会議(平成25年8月6日) ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～

※社会保障制度改革推進法に基づき、内閣に設置

3 社会保障制度改革の方向性

(6) 地域づくりとしての医療・介護・福祉・子育て

過度な病院頼みから抜け出し、QOLの維持・向上を目標として、住み慣れた地域で人生の最後まで、自分らしい暮らしを続けることができる仕組みとするためには、病院・病床や施設の持っている機能を、地域の生活の中で確保することが必要となる。すなわち、医療サービスや介護サービスだけでなく、住まいや移動、食事、見守りなど生活全般にわたる支援を併せて考える必要があり、このためには、コンパクトシティ化を図るなど住まいや移動等のハード面の整備や、サービスの有機的な連携といったソフト面の整備を含めた、人口減少社会における新しいまちづくりの問題として、医療・介護のサービス提供体制を考えていくことが不可欠である。

6. 都市政策の手法の推移

都市政策の手法

伝統的手法

(1968 都市計画法、1954 土地区画整理法、1969 都市再開発法 等)

- ① 土地利用規制
- ② 都市施設の整備
- ③ 市街地整備事業
- ④ ②・③に対する補助等

・民間都市開発への支援

(1987 民間都市開発の推進に関する特別措置法(民都法) 等)

- ・道路・下水道等だけでなく、公共公益施設も含めた包括的な支援 (2004 都市再生特別措置法 等)

都市機能・居住機能の誘導

(2014 都市再生特別措置法改正 等)

人口増加への対応

都市の質の向上

人口減少への対応

7. コンパクトシティの意義

持続可能な都市経営(財政、経済)のため

- ・公共施設の効率化、合理化
- ・健康増進による社会保障費の抑制
- ・地域での資金循環
- ・ビジネス環境の維持・向上
- ・知恵の創出

高齢者の生活環境・子育て環境のため

- ・子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上
- ・住宅、宅地の資産価値の維持
- ・高齢者・女性の社会参画
- ・高齢者の健康増進
- ・コミュニティカの維持

コンパクト+ネットワーク

地球環境のため

- ・CO2排出削減
- ・緑地、農地の保全

防災のため

- ・災害危険性の低い地域の重点利用

限られた資源の集中利用で生き残り
(成長分野の重点投資)